

京都市地域・多文化交流 ネットワークサロン通信

発行日 2019年1月31日 編集・発行 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン 第28号

崇仁と東九条

2018年11月3日、第26回東九条マダンが元崇仁小学校で開催されました。崇仁学区はお隣といえども、東九条マダンは初めて東九条の地を出ての開催でした。四半世紀を重ねてきた東九条マダンの歴史にとって新たな第一歩となる開催であったことは間違いありません。東九条マダン実行委員会は、「崇仁学区の歴史を学ぶことをせずに、東九条マダンを崇仁学区で開催をすることは出来ない」との考えから、私に学習会の講師の依頼がありました。本号で掲載した内容は、昨年3月17日におこなわれた学習会の前編です。多くの方の部落問題の理解は誤解したものが多くあるため、まず正確に部落問題をとらえてもらえるように、基礎的な話をさせていただきました。その上で、崇仁がどの様に形成され変遷してきたか、さらに東九条とはどのような関係があったのかを説明させていただきました。東九条と崇仁の関係は、長く複雑です。崇仁の住民が東九条に多くの土地を所有していたため、一体として考えられてきた時期もあれば、行政的に分断され、見えない線を引かれてきた歴史もあります。隣接し一体であった時期もあるため、東九条の歴史は崇仁の歴史を語らなければ成り立ちませんし、逆に崇仁の歴史も東九条を語らなければ成り立ちません。

崇仁学区に数年後、京都市立芸術大学が移転しますし、東九条は京都駅東南部エリア活性化方針によって若者と芸術・文化を基軸としたまちづくりが始まっています。同じ様な状況にある二つの地域が東九条マダンの開催をきっかけに、共通点を見出しながら共に歩いていくことを望んでいます。

(前川修 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン)



第26回東九条マダンの様子。元崇仁小学校校舎より撮影。
提供：東九条マダン実行委員会

崇仁の歴史（前編）—前川修（京都市地域・多文化交流ネットワークサロン所長）

東九条マダン実行委員会学習会（2018年3月17日）の記録より

解放令から同和对策審議会答申

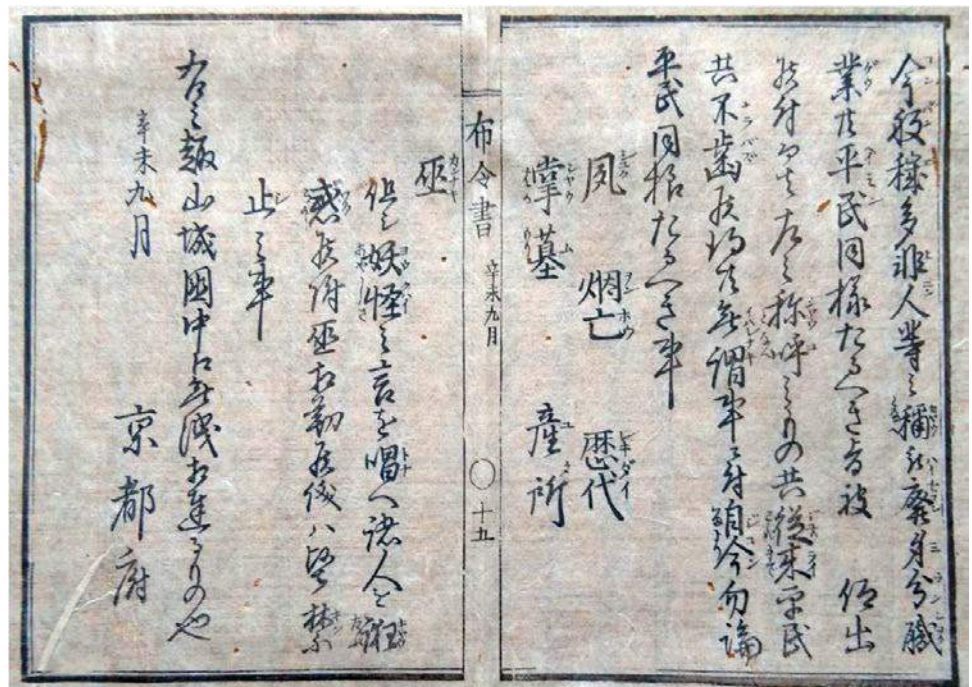
明治4年に太政官という新政府にあった行政機関が「解放令」と言われた布告を全国にします。エタ、ヒニン等という名前はやめ、身分と職業は平民と同様にしますと全国に発布するわけです。江戸時代に差別をされる人は、エタ、ヒニンしかいないと思われています。江戸時代は藩ごとに色々な差別を受けている人がいたのです。代表的なものは、エタ、ヒニンと呼ばれた人たちなのですが、それ以外にも、たくさんの差別を受けている身分の人がいました。

「解放令」を受けた京都府が、府内にお達しをしたものです（史料1）。「解放令」は出たため、

「夙、^{シュク} 烟亡、^{オンボウ} 歴代、^{レキダイ} 掌墓、^{ショウム} 産所、^{ユタ} 巫、^{カナギ}」という今まで差別されてきた人たちの呼び名はいけないし、身分も職業も平民と同様にしなければいけないというものです。今の同和地区の多くがエタ身分の集落からのものです。では、他の差別されていた身分の集落が現在どうなっているのかという疑問が出てきます。小規模であったために、消滅してしまった場合もありますし、現在でも差別が残っている地域もあります。では、それらの地域は同和地区に何故ならなかったという疑問が出てきます。「被差別部落」と「同和地域」は同義語として使われやすいですが、イコールではありません。被

差別部落の中に同和地区があって、同和地区以外に、未指定の地域が日本全国にたくさんあります（史料2）。

同和对策事業をする地域を同和地区に指定し、事業が実施されたわけです。事業の根拠法としては、1969年に同和对策事業特別措

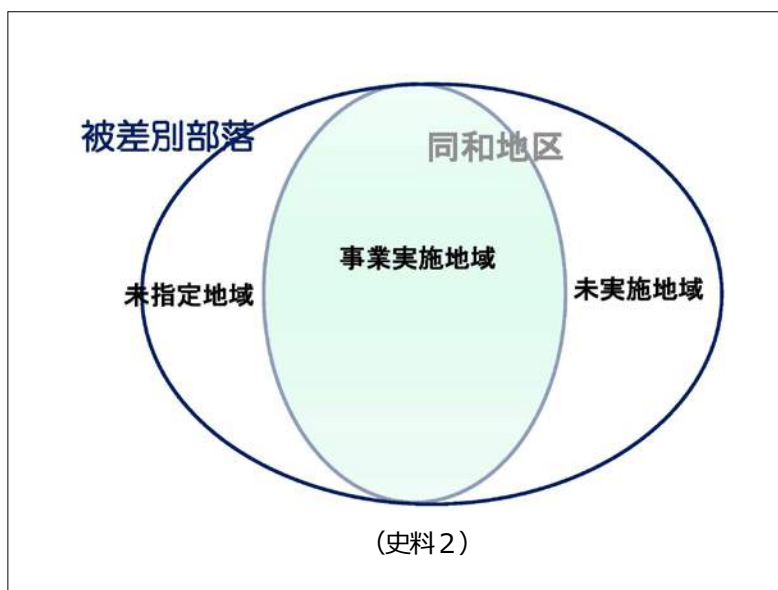


(史料1)

置法が制定され、2002年3月31日に、同和対策の根拠法は終わりました。このため、新聞などでは、「旧同和地区」という言い方をしています。根拠法が無いため現在は同和地区が存在しないという考え方です。

同和地区に指定された地域の中には、事業を実施した地域、崇仁学区も事業を実施した地域ですが、事業を実施しなかった地域もたくさんあ

ります。何故かと言うと、同和地区に指定されたが、地元の人が反対したところはたくさんあります。「同和事業をされたら余計に差別が残るので、事業なんかしてほしくない」という地域があったわけです。このため、同和地区に指定されても事業をしていない地域はたくさんありますし、同和地区指定を拒んだ地域もたくさんあります。



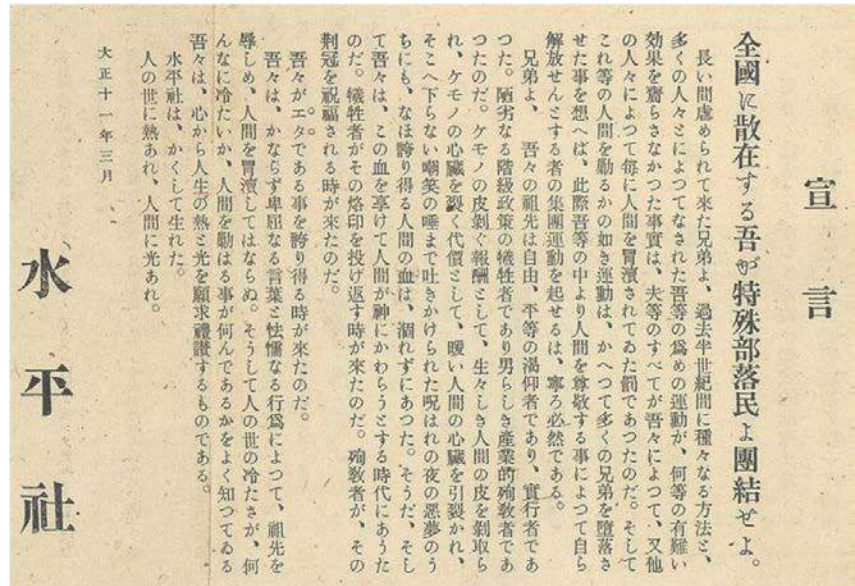
同和対策審議会答申と水平社創立宣言

1965年に、同和対策審議会から内閣総理大臣に対して答申がおこなわれます。いわゆる「同和対策審議会答申」です。全国的な調査をおこない、同和問題は「いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、これを根拠にして1969年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和対策事業がすすめられます。さらに「同和対策審議会答申」では、「世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である」とします。

「異人種だったら、異民族だったら差別していいのか」ということになるため、現在ではこの文書はすごく差別的なものになります。当時は、部落の起源を「異民族起源説」とする風潮があったため、差別をする人は部落を異民族として差別していたのです。このため、「異民族起源説」を否定するために、こんな文章になってしまったわけです。部落は異民族集団ではないことを根拠にしなが、同和事業はおこなわれてきたわけです。

「水平社創立宣言」(史料3)

は、よく知られていて、すごく感動する文章ですが、内容はとても問題があるものです。部落問題を説明する時に、この水平社創立宣言がよく取り上げられますが、これは間違ったことだと思えます。何故かという、水平創立社宣言は「全国に散在する吾が特殊



(史料3)

部落民」から始まります。あたかも部落が民族的な集団であるかのような書き方から始まるわけです。この時代は、「民族自決」ということが世界的に起こる時代ですから、その影響を「水平社創立宣言」は強く受けています。そして、「吾々の祖先は」「吾々がエタ」「先祖を」と、部落があたかも血縁集団、民族であるかのように表現します。100年近く前に書かれた「水平社創立宣言」を取り上げて、現在の部落問題を説明しようとする、部落を民族的な集団ととらえてしまうような大きな誤解を招いてしまうわけです。部落は民族でない、当然のように主張しながら、部落の独自性、民族性を同時に主張するという矛盾がたくさんあるわけです。これは部落差別をする人の理屈と全く同じです。差別する人が「部落は特別な存在だ」とか「部落は何か違うものだ」と主張することと、部落の文化やアイデンティティを主張することは、表裏一体の関係だと私は考えています。

部落の固有の文化が存在するという幻想

皮革産業は、部落の産業だと言われることがよくありますが、皮革産業をしている部落はごく少数です。多くは皮革産業をしていないのです。このため、皮革産業は部落全体の産業ではなく、一部の部落の産業なのです。「さいぼし」は、関西の人にとっては、部落の食べ物と考えがちです。九州には「さいぼし」の食文化はありませんので、部落全体の食文化ではないわけです。「さいぼし」を食べたことがない部落の人はたくさんいるわけです。ですから、「さいぼし」を部落全体の食べ物だと思えない方がいいわけです。このことから、崇仁固有の文化はあると思いますが、部落全体に共通する文化は存在しないわけです。部落民という民族があたかも存在するような幻想、

危険な罠に、私たちは陥りやすいのです。

小林よしのりが以前『ゴーマニズム宣言・部落論スペシャル』を解放出版社から出しました。「芸能人や作家の中には部落出身のスターが」「オレは才能がある優秀だ！それはオレが部落出身だからだっ！」と「誇られると一般人はくやしがつて」「部落、部落って…自分らと一体どこがちがうってんだっ」と「完全に立場が逆転してしまってる」。そして、「そうそうたる才能をもった者たちが『ザ・部落ウルトラ解放フェスティバル』って感じのイベントを開く」というものです。部落出身だから才能があり、それを誇り、アピールすることで立場を逆転させ、差別を解消しようとするものです。これも大きな罠にはまった考え方で、部落があたかも固有の民族であるような錯覚をしているのです。

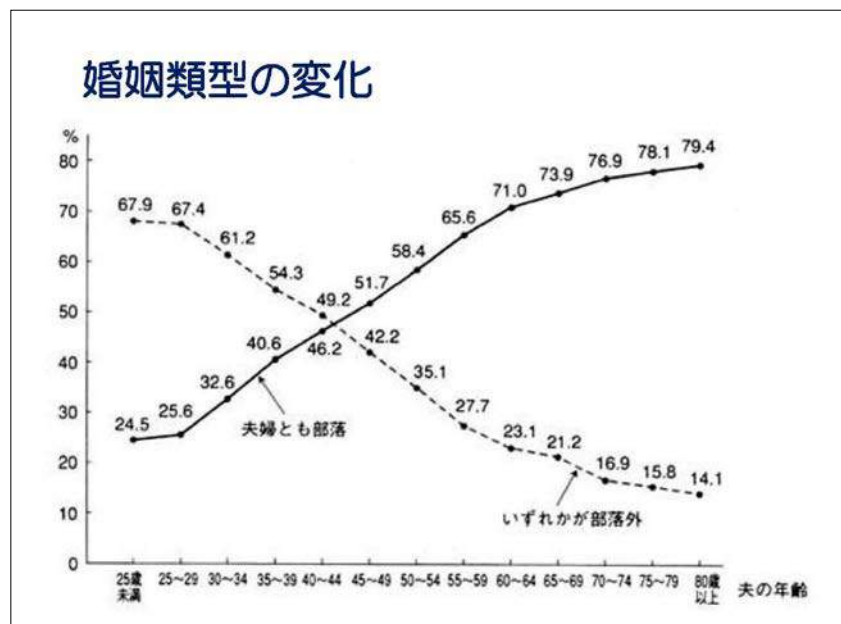
同和地区の婚姻状況

1993年総務庁がおこなった全国調査の中にある「婚姻類型の変化」(史料4)です。少し古い資料なのは、2002年に同和対策の法律が終わっていますから、同和地区での調査がおこなわれなくなったため、これが最後の全国的な調査になります。解説した文章には、「80歳以上では夫婦とも同和地区の生まれが79.4%であるが、40歳代を境に、夫婦とも地区出身よりも、夫婦のいずれかが地区外生まれの方が多くなっている。年齢が若くなるにつれて通婚率が増加し、20歳未満では、67.9%が夫婦いずれかが同和地区外の出身で、夫婦とも同和地区出身は24.5%にとどまっている」となっています。

この調査の中で、「同和地区関係人口」として、同和地区の人口数がカウントされていますが、

この「同和地区関係人口」を血統としてとらえることは誤りです。同和地区外から結婚して同和地区に住んでいる人も「同和地区関係人口」ですし、その子どもも「同和地区関係人口」なのです。

同和地区の中に住んでいる人は、血統的に薄れていっている人たちがたくさんいるのに、

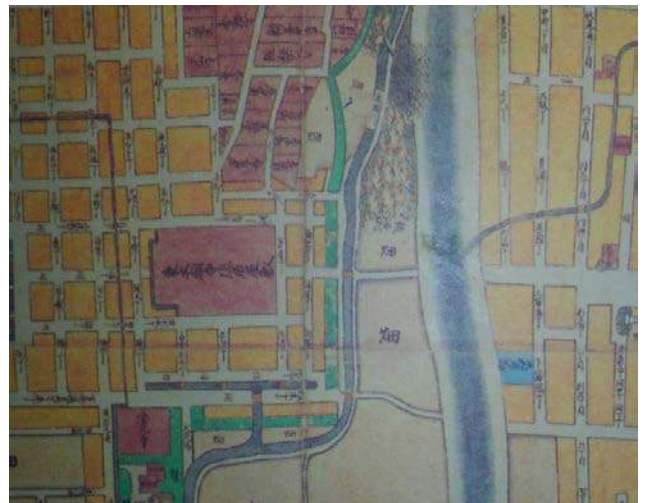


(史料4)

差別はそんなもんじゃないのです。「私はダブルですから半分の差別にしてください」なんてことはありえないわけです。部落差別は受ける時は100%です。

属性のない部落差別

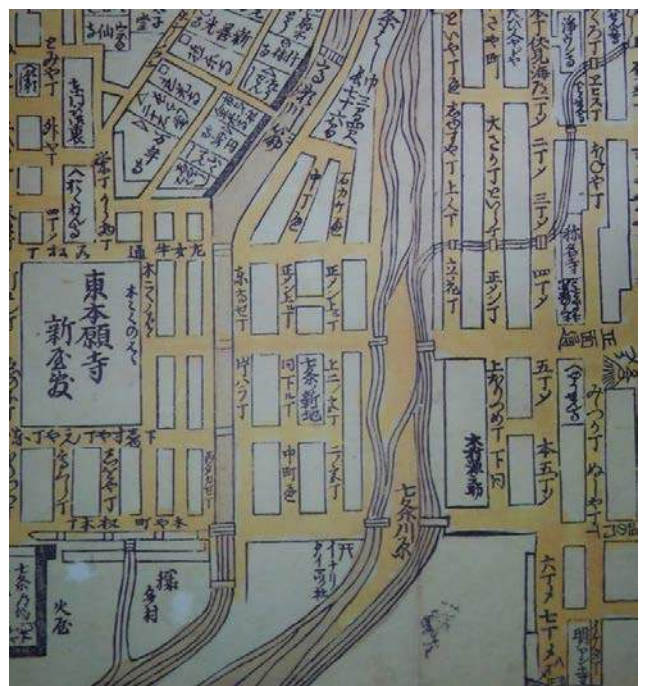
では、部落差別とは「何か」を考えたいと思います。部落差別と他の差別を比べてみます。女性差別というのは、女性であるために差別を被る。障がい者差別というのは、障がいがあるために差別を被る。民族差別は、異なる民族であるために差別を被る。差別をしたい人にとっては、差別の根拠を属性（違い）に求めようとしています。では部落差別はどうかというと、部落であるために差別を被ることになります。しかし、「部落って何?」となってしまう。部落はもともと集落の意味です。部落は差別を受ける集落だから、被差別部落と呼ばれるわけです。少しわかりにくいかもしれませんが、部落差別は差別される属性のない差別だと私は思っています。差別をする人は、部落を忌避するための属性を探し出します。ある人は民族が違うと言います。ある人は住環境が悪いと言います。ある人はガラが悪いと言います。ある人は顔つきが違うと言います。血が汚れているという人もいます。差別する材料が無いと、部落の違いを一生懸命探し続けるのです。



(史料5)

崇仁の歴史

崇仁の歴史を少し古いところからお話します。元禄十四年（1701年）実測大絵図です（史料5）。河原のところに、えた村と記載があります。今の五条楽園の辺りです。この六条河原では、処刑が頻繁に行われていたために、集落が形成されていったと思われます。ここが崇仁の元々の村の場所です。六条河原にあったため、六条村と呼ばれていました。この辺を開発したいと



(史料6)

ということで現在の場所に移転をします。高瀬川と御土居おどいに囲まれた場所です。御土居は、豊臣秀吉が京都を土手で囲んで侵略に備えたものです。七条通り辺に土盛りがされています。部落の話では「強制移転」のことがよく言われます。嫌がるのを無理やり移転させられたと言うものです。六条村ではそのようなことはありません。高瀬川を渡るのが不便なので「橋をかけてくれ」とか、「御土居に穴をあけてくれ」とか、「地面が低いからもっと土盛りしてくれ」とか、いろいろ要求をするわけです。そして、移転料をもらい移転するのです（史料6）。その後、この六条村の南に、「銭座村」「銭座跡村」と呼ばれる新しい村が開発されます。享保16年（1731年）11月に天部村（今の東三条地区）と六条村の年寄り、リーダー格の人が銭座跡の開発を願い出て、村が開かれるのです。銭座村の敷地は、以前は銭を製造していたため、土に銅が混じっているため、作物が育たない土地だったのです。部落の中の人口が増えてきたため、そういう所を住民が住む場所として、新しい村を開発するわけです（史料7）。明治時代になると六条村と銭座村を合わせて、柳原庄、柳原町になります。六条村と銭座村の間は畑だったのですが、人口が増えていきますから、周辺の畑に家を建てて人々が住むということが起こってきます（史料8）。



(史料7)



(史料8)

崇仁の歴史（後編）は、ネットワークサロン通信 29号に掲載します。

- ・ 東九条への移住
- ・ マンモス団地の建設
- ・ 東九条と崇仁を隔ててきたもの
- ・ 柳原町唄と東九条マダン

東九条マダンによせて

2018年11月3日、第26回東九条マダンが元崇仁小学校で開催されました。私が代表を務める崇仁発信実行委員会も展示スペースを頂き、会の活動報告や昔の崇仁地域の写真をクイズ形式で展開させて頂きました。崇仁の方々にも事前広報をしておいたので、当日は、結構多くの方が参加し楽しんでいました。チヂミや焼き肉などを食べて、その上、晩御飯のおかずにと買い求める方もおられました。何より嬉しいは、マダンの行列が崇仁の中を演奏しながら練り歩いてくださったことです。久しく、崇仁がこのように賑わうことがなかったので、市営住宅のベランダからもたくさんの住民が見学し楽しんでいました。

お招き頂いた、崇仁御囃子会の子どもたちも、グラウンドの大きな舞台での演奏に緊張していましたが、終わった後に拍手を頂いて、やっと笑顔がこぼれていました。良い経験の場を与えて頂いたと感謝申し上げます。実は、20年近く前、陶化中学校で開催された時、当時小学生の我が息子も崇仁御囃子会で出演していました。その後も、朴実先生にはご体験のお話や、マダンの演奏体験を中学校でご講義頂くなどご縁が続いていました。今は、こうしてご縁がつながっていますが、昔はそうではない時期があったと聞きます。

崇仁地域に同和施策の改良住宅が建てられた時期。劣悪と呼ばれていた家々に住む住民は、当時の高層住宅5階建の改良住宅に移り住んで行きました。その頃、私は小学生でしたが、キムチ製造していた家の友だちが、いつのまにか崇仁から出て行きました。それは友だちの祖父・祖母・両親が朝鮮籍だったので、同和施策の影響で崇仁に住むことができなくなったのだと、大人になって人権の学習をしてから知りました。当時は、ただ引越しをしたのだと思っていましたが、本当は不本意な引越しであったであろうと、そして、不本意なことをされても語ることが許されなかった時代だったのだらうと、今は分かります。

11月3日の東九条マダンのお祭りで、子どもや若者をつながり、共に育ちあう豊かな文化に触れることができました。今、マダンに、崇仁の青年が受け入れられて動いています。そこには今までの崇仁との歴史を踏まえながらも、ひとりの若者を育てる文化が脈々と息吹いています。この青年の背中を追いかけながら、私も東九条のことをひとつひとつ知って行きたい。そして、これからの子どもたちには、あらゆる壁を作らない社会で育て欲しい。その願いをもって、大人の私ができることを一步一步進めて行きたいと思っています。そして、「東九条マダンを、今一度崇仁で開催して欲しい！」と心から願っています。

(藤尾まさよ 崇仁発信実行委員会)



崇仁のまちをパレードする子ども楽器隊
提供:東九条マダン実行委員会

□ 所在地: 〒601-8006 京都市南区東九条東岩本町 31 (京都市地域・多文化交流ネットワークセンター内)

□ TEL: 075-671-0108 □ FAX: 075-691-7471 □ E-Mail: info@kyotonetworksalon.jp

□ 開館時間: 9時~17時 □ WEB サイト: <http://www.kyotonetworksalon.jp>

□ JR 京都駅八条口・京阪東福寺駅・市営地下鉄九条駅より徒歩 15 分

京都市バス 42・202・207・208 系統 九条河原町より徒歩 10 分/84 系統 河原町東寺道より徒歩 1 分